



東大阪市立男女共同参画センターで 市民協働事業の募集をします。

市民協働事業は、男女共同参画社会実現のために、市内で活動するグループや団体・市民と、男女共同参画センター・イコラームを運営する指定管理者が協働して、講座や展示・交流会・上映会などの事業を実施するものです。

発達障害を知る講座企画

企画委員募集!!

保育
つき

もしかして、うちの子発達障害かも……。

そもそも発達障害って、よくわからない……。

そんな不安を解消できるよう、正しい知識を学ぶ講座をつくりませんか。

アイデアを出し合って企画・運営する企画委員を募集します。

事業実施までの流れと分担

①メンバー決定

②企画会議（3回程度）

実施日および内容、講師を決めます。

企画会議の日程や運営は、企画委員が担います。

【指定管理者が担うもの】

*実施日の会場および附属設備、企画会議の会場

*講師の依頼と謝礼の負担

*チラシの作成

*広報（チラシの配布とHP掲載）

*申込受付

③事業実施日

・受付および運営（企画委員が行います）

・講師対応（指定管理者が行います）

④事業終了後

・報告書の作成（企画委員が作成します）

募集詳細

対象：18歳以上の市内在住・在勤・在学のテーマに関心のある方

募集人数：2～3名 *審査により決定します。

応募締切：平成30年5月27日（日）

応募方法：所定の応募用紙を男女共同参画センター・イコラームに提出

審査日：平成30年6月4日（月） ※応募用紙の返却はいたしません。



東大阪市立男女共同参画センター 市民協働事業 実施要綱（一部抜粋）

◆市民協働事業について

男女共同参画センター登録団体、その他の市民団体、グループ、NPO 等および市民が男女共同参画社会の実現を目的とし、男女共同参画センター指定管理者と協働して実施する事業です。

◆対象となる事業について

- (1) 男女共同参画社会の実現のために企画された事業であること
- (2) 広く市民に開かれた事業であること
- (3) 各年度内に実施すること
- (4) 営利を目的とした事業でないこと
- (5) 入場料の徴収、物品の販売を伴う事業でないこと

◆協働の対象について

- (1) 東大阪市内に活動拠点があること
- (2) 政治又は宗教活動を主たる目的としていないこと
- (3) 東大阪市立男女共同参画センター条例第7条または同条例施行規則第8条(4)(5)に該当していないこと

◆企画会議について

企画委員は、事業推進委員会の部会である企画会議の構成員となります。事業推進委員とともに、テーマに添った企画を審議します。企画会議は、3回程度開催します。

◆企画委員の報酬について

企画委員には、日額 2,000 円の報酬を 4 回を限度として支払います。

◆応募方法について

市民協働事業企画委員応募用紙（様式 4）を、男女共同参画センター・イコーラムに提出ください。

*様式は、男女共同参画センター・イコーラムのホームページからダウンロードできます。

◆選考について

実施要綱に基づき選考のうえ、市民協働事業実施決定書（様式 5）により応募者に通知します。

◆実施報告について

事業終了後速やかに市民協働事業実施報告書（様式 6）を男女共同参画センター・イコーラムに提出ください。

*詳しくは、下記までお問い合わせください。

申込・問合せ先

〒578-0941 東大阪市岩田町4-3-22-600

東大阪市立男女共同参画センター・イコーラム

指定管理者：ドーン財団（（一財）大阪府男女共同参画推進財団）

TEL 072-960-9201 FAX 072-960-9207

Eメール ikoramu@nifty.com



(様式4)

平成 年 月 日

東大阪市立男女共同参画センター
市民協働事業 企画委員応募用紙

東大阪市立男女共同参画センター指定管理者

ドーン財団（一般財団法人大阪府男女共同参画推進財団） 御中

東大阪市立男女共同参画センター市民協働事業実施要綱に基づき、下記の通り応募します。

住 所	〒
フリガナ 氏 名	
生年月日	S・H 年 月 日生
性 別	
職 業	
連絡先	TEL
	FAX
	Eメール

◆テーマ《

》

• 応募動機



• テーマに関する企画アイデア

